

平成28年度 事業計画

日高川町社会福祉協議会

基本方針

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して

今日、人口の減少や少子高齢化の進行、地域社会や家族のあり方の変容によって、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者への対応や、制度の狭間のニーズの広がりなど、新たな福祉課題や生活課題への対応が求められています。そのような状況を踏まえ、住民や関係機関、団体と協働し、地域全体でお互いに支え合うことのできる仕組みづくりを進め、地域力の向上を図っていかねばなりません。それを推進するため日高川町社会福祉協議会は、地域住民の参画のもと、民生委員・児童委員、福祉委員、区長、ボランティアや行政および関係団体等との連携を図りながら、住民相互の支え合い、助けあう地域のつながりの構築に向け取り組んでいきます。平成28年度についても、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現を使命として各種事業を積極的に推進していきます。

社会福祉法人 日高川町社会福祉協議会経営理念

社会福祉協議会は、地域の様々な人々の知恵と力を提供いただき、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とします。

- ① 地域の生活問題について、地域の様々な人々の参画と協働による問題解決活動を企画・実践します。
- ② 生活問題の包括的な支援を進めます。
 - ・その人にとって身近な地域に密着した支援を進めます。
 - ・様々なフォーマルなサービスとインフォーマルなサービスを組み合わせた自立生活支援を進めます。
 - ・自立支援を基盤にした利用者の立場にたったサービスを進めます。
- ③ 公益性と非営利性を合わせ持つ民間団体として事業経営に努めます。
 - ・低所得者や制度の狭間にある地域住民の生活問題への対応・支援に努めます。
 - ・コスト意識を持ち、効果的かつ効率的な自律した事業経営を行います。
 - ・事業内容等は、可能な限り、わかりやすく、その情報を開示します。

重点項目

- ◎ 地域福祉活動の推進
- ◎ ボランティア活動の推進
- ◎ 総合相談事業の推進
- ◎ 介護保険事業の推進
- ◎ 介護予防事業の推進
- ◎ 障がい者福祉事業の推進
- ◎ 福祉サービス利用援助事業の推進
- ◎ 生活困窮者自立支援の推進
- ◎ 社協運営体制の強化と社協職員の資質向上
- ◎ 広報活動の強化
- ◎ 社会福祉法改正（社会福祉法人制度改革）に伴う確実な法人運営
- ◎ 財政基盤の確立
- ◎ 本所、支所の連携と活性化

【1】社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

積極的な社会福祉事業の運営に取り組み、組織や財政及び事務局体制の基盤強化を図ること
で地域福祉の推進・発展につなげていきます。

（1）法人運営及び実施する福祉事業等についての企画・審議・検討

1. 理事会の開催
2. 評議員会の開催
3. 監事会（含む定期監査）の実施

（2）社協会員募集（会費）の推進

住民に対して会員制度や本会事業のPRを行い、会員及び会費の増強を図り、多くの
住民の地域福祉への参加促進を行う。会費収入を確保することにより、本会の事業の
財政的安定を保つ。それらの用途については地域の活動や福祉広報活動の財源に充て
る。

(3) 役職員研修の実施

県社協主催の役職員研修への参加や社協職員としての資質向上に向けた研修や本会業務に必要な資格の取得を勧めます。

(4) 経理事務の実施

新会計基準に則り、本会の経理に関する事務を適正に実施するとともに、資金の運用・積立・現金の保管等は安全確実かつ最も有利な方法により管理します。

【2】社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせることを目的とし、住民が参加できる各種の地域福祉事業を次のとおり行っていきます。

(1) 配食サービスの実施（ふれあいにつこり弁当）

おおむね65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯の方を対象に、週1回ボランティアが調理するお弁当を民生委員、ボランティアが宅配し、安否確認やコミュニケーションを図ります。

(2) 福祉バザーの実施

住民や企業から寄せられた物品をバザーにて販売し、その収益金を地域福祉活動事業の推進費用に充てます。川辺地区と中津美山地区で2回開催します。

(3) ふれあい・いきいきサロンの推進

小地域で住民同士がふれあって交流の出来る場（サロン）への総合的な支援を行い、認知症予防やいきがづくりや居場所づくりを目的に推進します。慣れ親しんだ地域の住民同士が気軽に集い、自由に交流することで、孤立感の緩和や仲間づくりを図り、趣味や語らいなどの交流を通じて、健康で明るく、楽しく生きがいを持ちながら地域で元気に暮らせるよう実施します。サロンは交流促進と地域社会に参加するきっかけになる内容となっています。

- ・サロン活動助成金の交付
- ・サロングループ交流会
- ・サロンに関する相談助言
- ・サロンに関する情報提供
- ・サロン活動に適する備品の貸出
- ・その他

(4) 喫茶サロンの推進

老人憩いの家や空き保育所を活用し、高齢者や地域住民が気軽に出入りできる交流の場としたコミュニティカフェをボランティアが運営します。

(5) ふれあい広場の開催

普段孤独になりがちなひとり暮らし高齢者を対象に、日帰りバス旅行や食事会など、外出の促進と介護予防、生きがいつくりを目的として実施します。

(6) 外出支援サービスの推進

重度の障害者や寝たきりの高齢者の方で、一般の交通手段を利用することが困難な方に通院など専用車両で送迎します。

(7) 在宅介護者の集いの開催

在宅で高齢者や障がい者を介護されている主介護者を対象に、会食しながら日々の介護の悩み相談や介護者同士の情報交換の場を設け、温泉入浴もしながら心身のリフレッシュを図る場として利用もらうよう実施します。

(8) 地域たすけあいサービスの推進

高齢者や障がいのある方が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう社協に登録した協力員がお手伝いをする住民参加型の福祉有償サービスを実施します。

サービス内容は部屋の掃除や庭の草引き、買い物等です。

(9) 福祉委員活動の推進

地域において福祉に関する問題や要望を発見し、助け合い活動を展開して地域の人たちが共に「福祉のまちづくり」を進めていく「推進役」となる地域のボランティアです。下記の活動を展開します。

- ・ 地域の見守り活動やおよびニーズ把握
- ・ 関係機関との連携
- ・ 相談助言
- ・ 社協事業への参加協力
- ・ 会員募集
- ・ 福祉バザー
- ・ 福祉委員会議
- ・ その他

【3】社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成

(1) 広報紙「町社協だより」の発行

社協の活動に関する広報・宣伝・情報提供を行い、地域住民への社協活動に対する啓蒙や周知を図ります。

(2) 社協ホームページ活用による情報発信（随時更新）

各種活動や福祉事業等を掲載し、町内外を問わず多くの住民、特に若い世代に福祉活動に関心をもって頂けるような広報啓発活動を行います。

- (3) 新聞（紀州新聞、日高新報）、ケーブルテレビ（ZTV）による福祉情報提供の推進
広報誌と提携し、定期的に福祉企画・福祉事業等の情報を発信し、地域福祉の啓発を図ります。

【4】社会福祉を目的とする事業の健全な推進を図るための事業

- (1) 各種研修事業の推進

住民および職員に対し、福祉意識の醸成や知識の向上を目的とした研修会を開催します。

【5】保健医療、教育その他の社会福祉に関する事業との連携

- (1) 民生児童委員との連携

地域で支援が必要な人を把握し、必要な解決窓口につなぐ民生児童委員の取組みは、相談支援の充実と相まって年々重要性が高まっています。民生児童委員とより一層の連携を強化し、共に解決をめざす取組みを推進します。

- ・定例民協への参加など

- (2) 保健、医療、福祉との連携

保健・医療・福祉の共通した課題に向けて関係機関との協力のもと取り組みを行っていきます。

- ・地域包括ケア会議（月1回）

- (3) 県社協及び県内市町村社協との連携

県社協及び県内市町村社協との福祉情報の共有や連携強化を図ります。

- ・和歌山県市町村社協会長会議 市町村社協事務局長会議への参加
- ・和歌山県市町村社協連絡協議会 同ブロック会議への参加
- ・日高管内社協連絡会への参加

【6】共同募金事業への協力

(1) 赤い羽根共同募金運動の実施

町民や企業、各種団体の協力のもと10月1日から12月31日までの3ヶ月間募金活動を展開します。

- ・戸別募金（町内の住民に対する募金のお願い）
- ・法人募金（町内企業に対する募金のお願い）
- ・職域募金（役場等公的機関に対する募金のお願い）
- ・学校募金（町内保育所、小中高等学校生に対する募金のお願い）
- ・イベント募金（町内で行われるイベントに参加し募金活動の実施）
- ・募金箱（各公共機関、学校等に対し募金箱設置のお願い）
- ・その他（個人寄付等の受付）

集めた募金は県共同募金会からの地域配分金によって各市町村社協に配分される。

配分された資金は地域福祉事業費として活用されるため、社協は配分先の検討を図ります。

〔配分事業〕

- ① 老人福祉事業費
ふれあい広場、愛の日事業、老人クラブ助成
- ② 障がい児者福祉活動費、
障がい福祉協議会、障がい児者父母の会助成
- ③ ボランティア活動育成
ボランティア活動グループ助成、福祉映画上映、広報発行費

【7】ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア活動に関する情報提供及び相談、連絡、調整
- ・ボランティア登録にかかる事務
- ・ボランティア研修会への参加
- ・サマーボランティアスクールの実施
- ・福祉教育の推進
- ・災害時対応訓練等（災害ボランティアセンター設置訓練）

(2) ボランティアの交流と組織化及び活動支援

- ・ボランティア連絡協議会組織化
- ・ボランティア活動育成事業（共同募金配分からボランティア活動助成）

【8】相談事業

日頃抱えている、心配ごとや悩みごとを、誰もがいつでも気軽に相談できる身近な相談所を開設し、相談員や弁護士が相談を受けます。

- ・心配ごと相談所（年25回）
- ・人権、登記、法律相談所（年6回）
- ・弁護士による法律相談（年5回）
- ・調停相談（年1回）

【9】居宅介護支援事業

介護保険事業での利用者及びその家族に対し、安心して在宅で暮らせるよう質の高い サービスを目指します。また効率的な運営による経営の安定化とサービスの質の向上を図りながら事業を行います。

(1) 居宅介護支援事業（介護保険事業）

アセスメント実施から利用者のニーズを引出し、自立支援につながるケアプランの作成や定期的にモニタリングや相談支援を行います。

(2) 介護予防居宅介護支援事業（介護保険事業）

アセスメント実施から利用者のニーズを引出し、自立支援を含めた介護予防につながるケアプラン作成や定期的にモニタリングや相談支援を行います。

【10】居宅介護等事業

介護保険事業、障がい者自立支援法などに係る利用者が、在宅で安心した生活が続けられるよう在宅支援（ホームヘルプサービス等）のサービスを行っております。（1）～（5）事

業の実施にあたり、サービスの質や専門知識の向上を目指し、より良いサービスの提供、また効率・効果的な事業の実施と安定した経営を図ります。

(1) 訪問介護事業（介護保険事業）

利用者及び家族が在宅で安心して生活できるよう、自立支援に向けて計画的な身体介護及び生活援助の支援を行います。

(2) 訪問入浴介護事業（介護保険事業）

訪問入浴車で利用者宅を訪問し、部屋の中で横になった状態で入浴が出来る。自宅の風呂で入浴が困難な方に対するの支援を行います。

(3) 生活管理指導派遣事業（日高川町受託事業）

事情により、生活が困難な介護保険給付対象外の方へ支援としてホームヘルプサービスを実施します。

(4) 訪問介護事業（障がい者自立支援法）

障がい者及びその家族が在宅で安心して生活できるよう、身体介護及び生活援助の支援を行います。

(5) 重度訪問介護事業（障がい者自立支援法）

重度の障がいを抱える利用者の身体介護及び生活援助の支援を行います。

【11】福祉サービス利用援助事業

(1) 福祉サービス利用援助事業の推進

社会福祉法に基づき、認知症、知的障がい、精神障がい者等を対象として、適切な日常生活を送れるよう、契約により福祉サービス利用や日常的金銭管理の手伝いをします。

1. 判断能力に不安のある方に対し、福祉サービス利用の手続きや相談、金銭管理等を行います。
2. 定期的な専門員及び生活支援員研修に参加

【12】 善意銀行の運営

善意のこもったご寄付やご寄贈を受け、福祉事業等に還元させていただき地域福祉の増進を図ります。ご寄付いただいた方の意思を生かした運用に努め、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりに活用させていただきます。

- ・ 善意銀行運営事業（善意の杖、サロン補助等）

【13】 地域福祉振興基金の運営

善意による寄付金は、日高川町地域福祉基金に積立てられ、地域福祉施策に活用させていただきます。

【14】 生活福祉資金貸付事業

- (1) 生活福祉資金貸付事業（貸付実施主体：県社協 委託：町社協）

低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

1. 総合支援資金（①生活支援費 ②住宅入居費 ③一時生活再建費）

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して貸し付ける資金

2. 福祉資金（①福祉費（目的別に複数の資金種類あり）②緊急小口資金）

低所得者、障害者世帯又は高齢者世帯（毎月一定の収入がある世帯）で、日常生活を送る上で、一時的に必要であると見込まれる資金に対する貸付

3. 教育支援資金（①教育支援費 ②就学支度費）

低所得者世帯で、高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要であると見込まれる資金に対する貸付（毎月一定の収入がある世帯）

4. 不動産担保型生活資金（①不動産担保型生活資金 ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付

(2) 生活資金貸付事業（実施主体：町社協）

低所得者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

1. 生活資金

生活を維持するのに必要な経費として貸付ける資金

2. 福祉資金

結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費として貸付ける資金

3. 住宅資金

住宅を増築、改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費として貸付ける資金

(3) 緊急食料提供事業

低所得者が、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、食料等の生活に必要な現物を提供することにより、世帯の自立を促し、社会の一員として円滑な生活が送れるよう支援します。

【15】 その他この法人の目的達成のために必要な事業

(1) 介護用品支給事業（高齢者）

在宅で寝たきり状態にある高齢者を介護されている家族の経済的負担軽減と福祉増進を図るため紙おむつを支給します。

(2) 介護用品支給事業（障がい児者）

在宅で寝たきり状態にある障がい児者を介護されている家族の経済的負担軽減と福祉増進を図るため紙おむつを支給します。

(3) 福祉車両貸出事業

入退院時や通院などの移送等運転が出来る家族がいるにもかかわらず、普通車両に乗せての移送が困難といった場合に車いす仕様の車両の貸出を行います。

(4) 「愛の日」事業

11月15日を愛の日と定め、普段うずもれがちなお互いの善意・まごころを行動に映し、それを生かし、社会福祉への理解と協力を求め高めて行く日です。

・民生委員による寝たきり高齢者（要介護4・5）への訪問活動など実施

(5) 福祉機器の貸出サービス

車いすや電動ベッド等の福祉機器を必要な方へ貸し出しています。

介護保険制度での購入、レンタルや障がい福祉制度での助成が対象とならない方など制度では対応できない方へ貸し出しです。また、介護保険認定までのつなぎとして必要な方や病気やケガで一時的に必要な方についても貸し出しています。

福祉教育での車いす体験等、学校での授業の一環での活用や選挙による各選挙投票所への配置などにも貸し出しを行います。

(6) 絵手紙配布事業

保育園児とボランティアが書いた絵手紙を、在宅独居高齢者へ園児が直接配布することにより、世代間の交流と敬老思想の高揚を図るとともに、高齢者の生活意欲向上を目的とし実施します。

(7) 「わかやまシニアのちから活用推進事業」の受託

元気な高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、技能を活かし、高齢者等の生活支援など、地域のニーズに応じた活動の担い手として活躍できる仕組みを進め、高齢者の有償ボランティアの人材募集・登録・ニーズの把握、ニーズとのマッチング、活動広報等その他これらの業務を行う。なお、人材登録を行った高齢者の活動は、現在社協が推進している「地域たすけあいサービス」などで活動していただく予定としています。

社協職員行動原則-私たちがめざす職員像-

平成 23 年 5 月 18 日 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会

社会福祉協議会は、その法定化以来、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらい様々な福祉問題に対して福祉サービスや相談援助などの個別支援と地域における協働による解決を重視して、住民が主人公となる社会福祉のあり方を追求してきました。

私たちは、社会福祉協議会法定化 60 周年を期に、これまで築き上げてきた社協職員としての価値観や使命感を「社協職員行動原則」として共有し、誇りをもって行動します。

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

○人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。

○個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

○様々な機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。

○住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加する福祉コミュニティづくりを意識的、計画的に取り組みます。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行うことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

○社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなどあらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働・協議の場（プラットフォーム）をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。

○地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

○地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉問題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって事業や活動の開発や改善に取り組み、さらに提言活動や改善活動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。

○地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、福祉コミュニティの実現など地域福祉の基盤づくりの取り組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

○社協職員としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働しあえる環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。

○常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

○関係法令の順守はもちろん、社会的規律や職場内ルールに則った行動をします。

○職務上知り得た個人情報は、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。

○住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。